



かつの土地改良区だより

水土里ネットかつの「ゴミゼロ運動」



水土里ネット秋田（秋田県土地改良事業団体連合会）では、毎年5月30日を「ゴミゼロの日」と定め、全県の各支部ごとに「ゴミゼロ運動」に取り組んでいます。今年も5月30日（ゴミゼロ）に県内土地改良関係者ら一斉にクリーン・アップを行い、鹿角支部では、狐平橋から久保田橋までの約3.3km間の用水路及び水利施設（水門、土砂吐等）の清掃・点検、ゴミ除去等の活動を行いました。

水路や施設にゴミを捨てないで

農業用水路にごみなどの不法投棄が多く見られます。大小様々な生活ゴミや草刈り作業による刈り草等の投棄により、下流の農業用排水路が詰まり、悪臭や水路から用水があふれて水路破損の原因となります。刈草の放置も、雨風により水路に流れ水路管理に困っておりますので、適切に処理するようお願いします。

「用水路は大切な財産です。ごみの投げ捨てはやめ、きれいにしましょう！」

令和元年7月発行
水土里ネットかつの
かつの土地改良区

〒018-5201
秋田県鹿角市花輪字荒田4-1 鹿角市山村開発センター内
TEL0186-23-3762 FAX0186-23-8378
mail: midori-net.kaduno@lily.ocn.ne.jp

《平成31年4月1日現在の状況》 組合員数：2,083名 賦課面積：1,708ha（田1,677ha、畑31ha）

平成30年度 通常総代会開催

～総代会とは、かつの土地改良区の運営を決定する最高議決機関です～

去る、平成31年3月3日（日）、午前9時半より鹿角市山村開発センター視聴覚ホールにおいて、平成30年度通常総代会が開催されました。

総代会はまず、小館副理事長の開会宣言に始まり、次いで田口理事長の挨拶があり、議長に末広地区総代の成田兼光氏が選任され議案審議に入りました。

会議次第にしたがって平成31年度収支予算・事業計画などの議案内容説明が行われ、質疑応答後採決に入り提出された22議案は原案どおり満場一致で可決されました。

【出席者数】 総代55名中（定数60名中欠員5名）、46名出席（出席率83.6%）

【主な議決事項】

○平成31年度事業計画の議決

地域における農業の振興と持続的発展のため平成31年度は次の事業を行います。

①末広地区県営ほ場整備事業の推進

- 【本年度事業内容】 ・一時利用地の指定、相続等代位登記
・農用地流動化についての関係機関との調整活動

【事業費】545,000千円（地元負担7.5%…区債及び借入金40,875千円）

②末広2地区高収益作物関連支援事業

- 【事業内容】 ・土層改良 A=17.0ha（内、本年度A=5.1ha）
※耕土厚の確保と耕土に含まれる石礫の除去を図る

【事業費】24,000千円（地元負担15.0%…受益者負担 末広ファーム）

③新規ほ場整備事業地区の掘り起こし

④賦課金等滞納対策の強化

⑤多面的機能支払交付金事業事務支援

⑥21世紀土地改良区創造運動の展開

※新規事業参加要望があれば、随時とりまとめますので改良区までご連絡下さい。

○平成31年度一般会計収支予算の議決

予算科目 (収入)	本年度 予算額 (千円)	前年度 予算額 (千円)	前年比 (千円)	予算科目 (支出)	本年度 予算額 (千円)	前年度 予算額 (千円)	前年比 (千円)
土地改良事業収入	29,065	25,688	3,377	土地改良事業費	4,829.0	5,199	▲370
附帯事業収入	779	795	▲16	一般管理費	19,074	18,902	172
補助金等収入	100,536	2,586	97,950	負担金等	50,069	72,387	▲22,318
受託料収入	200	200		借入金返済支出	107,952	7,552	100,400
雑収入	1,206	973	233	他会計繰出金	5,556	6,520	▲964
借入金収入	49,688	72,007	▲22,319	選挙費	1,405	0	1,405
他会計繰入額	6,035	5,650	385	予備費	124	339.5	▲216
繰越金	1,500	3,000	▲1,500				
収入合計	189,009	110,899	78,110	支出合計	189,009	110,899	78,110

○平成31年度会計収支予算規模

〈一般会計〉	189,009,000円
〈末広地区農地集積加速化基盤整備事業特別会計〉	37,783,000円
〈多面的機能支払交付金事務受託特別会計〉	79,000円
〈仮受（償還金等）特別会計〉	1,114,000円
〈地区除外決済金特別会計〉	165,000円

○平成31年度賦課金徴収の議決

平成31年度における、かつの土地改良区の際費は、定款第26条の規定に基づき、下記のとおり賦課徴収することで決議されました。

賦課徴収の対象経費	賦課基準(10a当たり)		
土地改良区の運営に要する経常費	事務費	地区内の田(前年より200円増)	1,000円
		地区内の畑	500円
		末広事業地区(事業区域内)	500円
		腰廻事業地区(事業区域内)	300円
	維持管理費	花輪地区 地区内の農地	200円
		十和田地区 //	500円
		瀬の沢地区 //	500円
		間瀬川地区 //	200円
借入償還金等	特別賦課金	末広地区	1,000円以内
	花輪地区	県営ほ場整備事業	245~5,454円
	高屋地区	県営ほ場整備事業	5,622円
	永田地区	地下かんがいシステム導入	4,050円
	大久保地区	地下かんがいシステム導入	5,291円
賦課時期	令和元年10月1日		
徴収期限	令和元年11月29日		
徴収方法	かつの農業協同組合と委託契約に基づき徴収又は、本土地改良区において直接徴収する事になっております。		
賦課基準日	平成31年4月1日現在の土地原簿の地積による		

【賦課金口座振替について】

当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨しておりますので、**農協口座**をお持ちの組合員の方は、『**口座振替依頼書**』を提出して頂きますと、今後継続して賦課金を指定口座から振替することが出来ます。

ご希望の方は、土地改良区までご連絡ください。

かつの土地改良区
TEL0186-23-3762

総代選挙結果報告

今年、任期満了により総代選挙が行われました。5月13日・14日の両日に立候補の届出が行われ、6選挙区全てで候補者数が定数を超えることが無かったため、無投票となりました。総代の任期は、令和元年5月27日から令和5年5月26日までの4年間となります。

新しい総代は以下に記載された皆様です。 **(※印は新任)**

第1選挙区(花輪) 定数9名	第2選挙区(瀬の沢) 定数7名	第3選挙区(間瀬川) 定数7名	第5選挙区(十和田) 定数8名
米村 寿雄	兎澤 秀幸	兎澤 幸夫	※ 石川 忠晴
※ 東屋 達男	柳舘 邦光	※ 関 肇	※ 柳沢 誠
兎澤 重信	木村 藤樹	小舘 慶一	土舘 哲幸
山本 常雄	児玉 勇孝	児玉 省三	※ 兎澤 富登志
石井 茂仁	児玉 勇一	兎澤 末藏	黒川 光行
海沼 佳幸	金澤 学	安保 佐一	湯沢 茂
吉村 義彦	朝霧 盛重	豊田 三隆	沢田 正春
※ 工藤 修身			※ 工藤 勝康
※ 田中 裕幸			
第4選挙区(八幡平) 定数21名			第6選挙区(末広) 定数6名
畠山 巖	栗木 忠一	※ 阿部 仁志	※ 板橋 福男
※ 齊藤 桂三	阿部 悦廣	神田 光雄	※ 安保 直美
齊藤 武良	※ 渋谷 秀二	戸田 展珍	柳沢 均
松岡 克範	※ 戸舘 孝裕	浅石 金弥	村木 美之
佐藤 良一	阿部 光幸	菊池 陽悦	成田 兼光
小板橋 広	※ 阿部 甚辰		成田 正仁
阿部 政治	浅石 義夫		
※ 阿部 祐治	佐々木 初市		

農地中間管理機構関連ほ場整備事業

<対策のポイント>

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援。

<政策目標>

国では、担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進（令和5年度まで）。秋田県においても、第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンで、令和3年度の農地集積目標を83%としている。

<事業内容>

◆農地整備

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、区画整理等を実施します。

◎対象工種：区画整理、農用地造成

◎附帯事業：機構集積推進事業 等

基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、事業費の12.5%等を交付（全額国費）

補助率：〔想定〕国 62.5%、県 27.5%、市町村 10.0% ※原則、農家負担なし

<実施主体>

都道府県 等

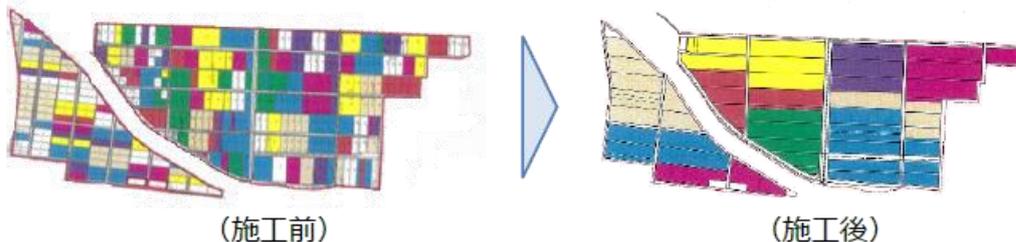
<実施要件>

- ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定
- ・事業対象農地面積：5ha以上（中山間地域）
（事業対象農地を構成する各団地：0.5ha以上（中山間地域）のまとまりのある農地）
- ・農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上
- ・事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化
- ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上

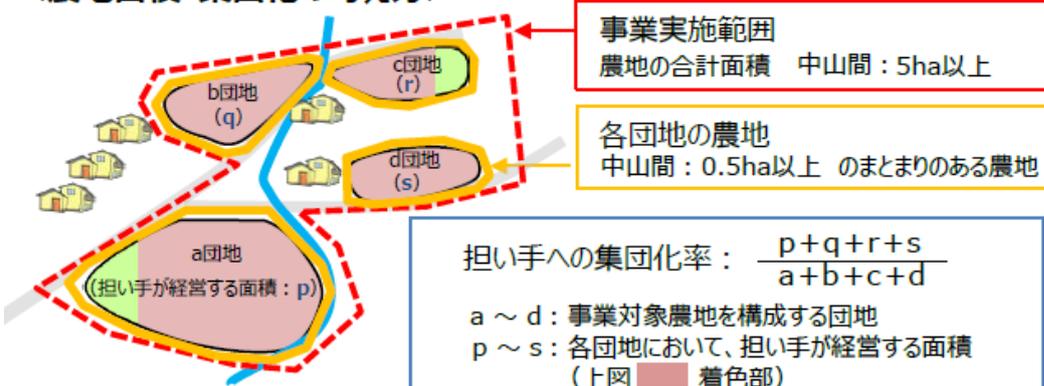
※機構は、農地中間管理権の取得の際に、本事業が行われる旨を所有者等に説明

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施
（機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。）



<農地面積・集団化の考え方>



※事業への要望がありましたら、事務所までご連絡又は来所ください。よろしくお願いいたします。

21世紀土地改良区創造運動活動報告

平成13年度に始まった「21世紀土地改良区創造運動」は、全国各地で多様な取り組みが展開されています。この運動は「水土里ネットから地域へ」発信する外部運動で、国、県、市町村の関係行政機関の支援、地域住民との連携の下に行われている運動です。

「水土里ネットかつの」も平成15年から小学生を対象として、農業体験や施設説明など水土里ネットの活動をPRしています。

農業体験学習（出前授業&田植え）

今年は、八幡平小学校5年生の学習田体験農業活動に参加させていただきました。パワーポイントを使い、水土里ネットの役割、水田の多面的機能について、八幡平地域の農業用取水施設（頭首工）の位置や、学習田に流れてくる水はどこからくるのか、水の流れや、用水路、排水路施設の重要性、水の大切さを知ってもらうための出前授業を行い、その後、児童達の田植え作業のお手伝いをしました。

八幡平小学校 出前授業 (R1.5.29)



田植え (R1.5.31)



農業体験学習（稲刈り）

昨年は、143年の歴史に幕を閉じ閉校となった、末広小学校の「田んぼアート」制作をお手伝いしました。

全校児童がこれまでお世話になった学舎、そして地域の方々への感謝を伝えるテーマとして子ども達が考えた「ありがとう末広小学校」のデザインを元に、地元農家から育てて貰った色とりどりの古代米を使い、1年生から6年生まで全校で、絵や字を描き田んぼアートを完成させました。7月には『ドローン』で上空から撮影して頂きました。田植え後は順調にアートが色づいていく状況を記録し、8月中旬には見頃を迎え、10月上旬に稲刈を行いました。



組合員の皆様へ！

【組合員の資格に移動があった場合の届出】

下記のような事由にて、市町村や農業委員会、法務局等で手続きを行っても、組合員の皆様から改良区へ届出がなければ、土地台帳等の修正は行われません。（土地改良法第43条第1項 組合員の資格得喪の通知義務）届出がない場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので必ずお届け下さい。

◆ 組合員資格得喪通知

組合員資格に変更があった場合は、土地改良法第43条の規定に基づき「組合員資格得喪通知書」により届出をお願いします。

- ① 生前一括贈与する場合
- ② 農業者年金（経営移譲による）を受給する場合
- ③ 組合員が死亡した場合
- ④ 売買・賃借権・利用権等で資格が移った場合

注意！ 滞納賦課金は新組合員に継承されます。

- ◎ 農地の権利移動（農地の売買や賃貸借をする場合）の際は、賦課金滞納の有無にご注意ください。その滞納は土地改良法上、新しい組合員へ支払の義務が継承致します。
- ◎ 競売物件には土地改良区賦課金の滞納有りとして明記されておりますのでご確認ください。

※土地改良法第42条第1項 権利義務の継承

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三条に規定する資格の交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

【農地を農地以外へ転用する場合の届出】

当土地改良区の地区内にある農地（田）を農地以外に転用するときは、転用組合員と転用関係者の連名で「農地転用等の通知書」と「地区除外申請書」等により届出をお願いします。また、決済金の納付が必要となります。

◆ 農地転用、地区除外

- ① 農地を宅地・店舗・駐車場等に転用するとき
- ② 農地を地目変更等（田を畑にする場合など）により変更するとき

※公共事業用地（道路等）として買収された場合も届出が必要ですのでご注意ください。

※決済金とは、転用により農地が減少してしまうと、土地改良施設を維持するために、残された組合員の負担が増えてしまうので、農家負担の公平を図るために土地改良法第42条の規定により、決済金を納めていただくことになっています。

【管理施設を農業用以外に利用する場合の届出】

組合員の農外目的及び組合員以外の者が施設を利用する場合、申請書を提出して頂きます。また、施設維持管理規程に基づき施設を利用する者から、その利用目的に応じて維持管理協力金を徴収させていただきます。

◆ 施設等の他目的使用

- ① 事業所排水・し尿処理排水（合併浄化槽設置時など）又は、用排水路占用
- ② 農道占用

詳しくは、かつの土地改良区までお問い合わせください。

節水にご協力ください！

かんがい用水として取水できる量は水利権により定められています。雨不足により渇水が起きると、取水制限を余儀なくされることもあります。土地改良区としても用水配分には充分気を配っておりますので、限られた水を有効に利用するためにも、日頃から節水へのご協力をお願いします。

- ◆ 掛け流しをしない◆
- ◆ 下流の事を考えた取水◆
- ◆ 水路溝畔の管理◆

< 水難事故を防ごう >

かんがい期を迎え、通常時より水深も深くながれも早い状態です。

本土地改良区の管理する水路にも大量の水が流れており大変危険ですので水難事故にご注意下さい。

毎年のように各地で子供の水難事故が多く起こっています。用排水路やため池の周辺では絶対に遊ばないように、大人の皆様から子供達と約束して、事故から子供達を守りましょう。

